

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成20年11月20日

【事業年度】 第84期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 名港海運株式会社

【英訳名】 MEIKO TRANS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 荻原 茂

【本店の所在の場所】 名古屋市港区入船二丁目4番6号

【電話番号】 (052)661-8134

【事務連絡者氏名】 常務取締役 近藤 久忠

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区入船二丁目4番6号

【電話番号】 (052)661-8134

【事務連絡者氏名】 常務取締役 近藤 久忠

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
名港海運株式会社東京支店
(東京都中央区八重洲二丁目2番1号
ダイヤ八重洲口ビル5階)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第84期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

～ <省略>

__ 自己株式の決定機関

<省略>

__ 株主総会の特別決議要件

<省略>

（訂正後）

～ <省略>

__ 取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）および監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

__ 自己株式の決定機関

<省略>

__ 株主総会の特別決議要件

<省略>